

太田構成員意見等

資料2-2 精神科専門療法による診療報酬について

厚生労働省への質問事項

- なぜ「I 002-2 精神科継続外来支援・指導料」では、臨床心理士による療法に保健点数がつかず、精神保健福祉士だけに点数がつき、「I 005 入院集団精神療法」や「I 006 通院集団精神療法」で、精神保健福祉士とともに、臨床心理士による療法に保健点数がつくのでしょうか。疾病に対する治療の有効性・安全性等に鑑みて決定された趣旨である旨の説明がありますが、それは精神保健福祉士と臨床心理士とでは、職務の性質や技能の内容が違うということでしょうか。
- 精神科専門療法の診療報酬の点数が算定できる種類と実施者をまとめてみましたが、以下の通りでよいのでしょうか。

区 分	診療報酬の点数が算定できる実施者
I 001 入院精神療法	精神保健指定医その他精神科医師
I 002 通院・在宅精神療法	精神保健指定医又はこれに準ずる者、精神科医師
I 002-2 精神科継続外来支援・指導料	精神科医師、その指示の下、保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士
I 003 標準型精神分析療法	当該療法に習熟した医師、当該療法に習熟した心身医学を専門とする医師
I 003-2 認知療法・認知行動療法	当該療法に習熟した医師
I 004 心身医学療法	
I 005 入院集団精神療法	精神科医師及び1人以上の精神保健福祉士又は臨床心理技術者等により構成される2人以上の者
I 006 通院集団精神療法	
I 007 精神科作業療法	作業療法士
I 008 入院生活技能訓練療法	看護師、准看護師又は作業療法士のいずれか人と、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は看護補助者のいずれか
I 008-2 精神科ショート・ケア	
I 009 精神科デイ・ケア	
I 010 精神科ナイト・ケア	
I 010-2 精神科デイ・ナイト・ケア	

I 011 精神科退院指導料	精神科医師，看護師，作業療法士及び精神保健福祉士が共同（医師が説明）
I 011-2 精神科退院前訪問指導料	医師，医師の指示を受けた保険医療機関の保健師，看護師，作業療法士又は精神保健福祉士
I 012 精神科訪問看護・指導料	精神科医師の指示を受けた保険医療機関の保健師，看護師，作業療法士又は精神保健福祉士
I 013 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	精神科医師
I 014 医療保護入院等診療料	
I 015 重度認知症患者デイ・ケア料	

資料 2 - 3 について

警察庁への質問事項

次回以降で結構ですので，以下の点につき御教示下さい。

- 1 精神疾患のみの場合の重傷病給付金の代表的なケースを 2 件ほどとりあげ，その給付額算定の根拠となった保険医療費自己負担分の具体的内容（何回そして何年に亘って医療機関にかかり，それぞれ幾らずつ自己負担分を支払ったか）について御教示下さい。一つは，平均額の場合（資料 2-3 によると，20 万円以上 30 万円未満の支給が 11 件あるので，このうちの 1 件）と，もう 1 件は，比較的高額の場合（80 万円以上 90 万円未満の支給の 1 件）でお願いできればと思います。
- 2 精神疾患のみによる障害給付金の支給で，第 2 等級の者や第 3 等級の者がおりますが，「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，随時介護を要するもの」（第 2 等級）や「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，終身労務に服することができないもの」（第 3 等級）が実際にはどれくらいの症状かイメージを御教示下さい。